

令和 5 年 7 月 24 日  
こども家庭部こども施策企画課

## 練馬区子ども・子育て会議について

### 1 設置目的

- (1) 区の子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者等の意見を反映するため。
- (2) 区における子ども・子育て支援施策を地域の子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため。

### 2 所掌事項

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給対象となる教育・保育施設および地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること。
- (2) 区の子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関し、意見を述べること。
- (3) 区の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議すること。

例：子ども・子育て支援事業計画の実施状況に関する評価、等

### 3 委員の構成

会議は、つぎに掲げる者につき、区長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、区長が必要と認める者

### 4 委員の任期

2年（令和7年6月30日まで）

## 5 会議の進め方

### (1) 会議の公開について

会議は公開とする。ただし、会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(練馬区子ども・子育て会議条例第9条)

### (2) 会議の傍聴について

傍聴を認める。ただし、部屋の規模に合わせ、定員を設定し、先着により傍聴を認めることとする。

傍聴者には、原則として会議資料を提供する。

会長は、会議が公正かつ円滑に行われるよう秩序の維持を図るものとし、傍聴者につき掲げる事項を守らせ、静穏に傍聴してもらうよう努めるものとする。

- ① 拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- ② 私語、雑談、または騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- ③ みだりに席を離れないこと。
- ④ ゼッケン、たすき等を着用したり、または旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- ⑤ 飲食および喫煙をしないこと。
- ⑥ 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- ⑦ 前各項に掲げるもののほか、会議の支障となる行為をしないこと。

### (3) 議事録の作成、公開について

議事の要旨を議事録としてまとめ、公開する。

発言者については、会長、副会長、委員という表記にする。

要旨については、公開前に各委員に確認をいただき、その後、ホームページ、窓口等で公開する。

### (4) 委員名簿の公開

委員名簿は公開とする。公開内容は、別紙のとおりとする。

### (5) 保育室の設置

委員の会議への参加の利便を図るため、保育室を設置する。

#### (6) 委員の代理出席

委員の代理出席は認めない。ただし、団体推薦による委員が、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめ委員の属する団体の代表者からの届出により、練馬区子ども・子育て会議条例第8条に定める参考人として、代理者相当の者（以下「代理人」という。）の出席を認める。なお、この場合の取扱いは以下のとおりとする。

- ① 代理人は、会議に出席し、発言することができる。ただし、代理人は議事に加わることはできない。
- ② 代理人の出席の場合は、議事録の冒頭部分において、参考人の出席である旨を記載し、本文中も発言者は参考人と表記する。議事要旨については、公開前に各委員（代理人の出席の場合は代理人）に確認をいただき、その後、ホームページ、窓口等で公開する。
- ③ 代理出席を行う場合は、事務局の指定する期日までに、当該委員が所属する団体の代表が代理人を都度指定し、あらかじめ代理人の氏名等を事務局あてに届け出るものとする。
- ④ 本項による代理人の出席の場合は、練馬区子ども・子育て会議条例第8条に定める会議の承認があらかじめあったものとみなし、会議での都度の議決等は省略する。

#### (7) 正副会長が共に欠席となった場合の取扱い

正副会長が事情により共に急遽欠席となった場合の会議の運営については、以下の取扱いとする。

- ① 会議は委員の過半数の出席をもって成立とする。（練馬区子ども・子育て会議条例第6条第2項）
- ② 正副会長が共に欠席の場合は、会議の冒頭で委員の互選により仮会長を定め、仮会長が当該会議において会長の職務を代行する。
- ③ 会議が認めた場合、会議は仮会長の選任を会長に委任することができる。この場合、前項の仮会長の互選の手続を省略し、あらかじめ選任された仮会長が当該会議において会長の職務を代行する。
- ④ 前2項の場合は、議事録の冒頭部分において、仮会長による議事進行である旨を記載し、本文中の発言者は会長代理と表記する。

#### (8) その他

その他会議の議事進行に必要な事項は、会長がこれを定める。